

総発第387号
令和6年3月13日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和6年2月19日付監発第93号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
農林水産課	<p>注意 事項</p> <p>【契約】 ○業務報告書の確認が適切でないもの</p> <p>令和5年度の農村広場清掃業務委託（A公園）について、契約書の仕様書に「業務報告書を4～7月分を8月中に、8～11月分を12月中に請求書とともに提出するものとする。」と定められている。</p> <p>前期分の業務報告書及び請求書が12月15日に後期分と同時に提出され、契約書に定められた提出期限を超過していた。また、仕様書に委託内容として「広場内草刈を3回行うものとする。」と定められているが、提出された清掃実施報告書には2回分しか記入されておらず、委託業務の履行が確認できないまま委託料を全額支払っ</p>	<p>次年度当初に契約する際、契約書、仕様書について、委託業務内容を受託者としてしっかり確認をする。</p> <p>受託者から業務報告書を受領した際は、委託業務の履行を確認するとともに、提出書類のチェックリストを作成し、係内全員で確認することとした。</p>

		<p>ていた。</p> <p>契約書及び仕様書にのっとり、適切に検査等を行い、委託した業務内容を確認した上で委託料を支払うこと。</p>	
--	--	--	--